

## 「評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程」

### (目的)

第一条 この規程は、定款第 13 条及び第 27 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本財団を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第三条 役員等の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2. 非常勤役員等の報酬は日額とする。
3. 常勤役員は無報酬とする。
4. 役員等には、賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第四条 役員等の報酬額は、別表 1 に定める金額として、理事会の承認を得て決定するものとする。

### (報酬等の支給方法)

第五条 非常勤役員等には、理事会及びその他の会議に出席した都度、現金で報酬を支給する。

### (報酬の控除)

第六条 報酬等は、税金、保険料等の法令に定めがある場合については、報酬の一部を控除する。

### (公表)

第七条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

1 —②評議員および役員の報酬等並びに費用に関する規程

法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改廃)

第八条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第九条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成 25 年 4 月 1 日施行)

・一部追加・改定 (令和 3 年 6 月 24 日付)

「別表 1」

役職名	内容	金額(税抜)	備考
理事長	評議員会、理事会、監査、立入検査立ち合い等	日額 6,000 円	
常務理事	評議員会、理事会、立入検査立ち合い等	日額 5,500 円	
非常勤役員等 (評議員、理事、監事)	評議員会、理事会、監査	日額 5,000 円	